

緑区役所等における  
広告付き玄関マット設置事業  
(入札後資格確認型一般競争入札)

# 入札案内書



入札日：令和5年12月18日(月)午後2時

場所：緑区役所3階 第3会議室

名古屋市

入札の前に必ずこの案内書をお読みください。

## 目 次

◇ あらまし.....	P 1
◇ 入札説明書.....	P 3
第1 設置場所等.....	P 3
第2 参加者の資格.....	P 3
第3 設置条件等.....	P 6
第4 入札手続きの流れ.....	P 7
第5 競争入札参加資格確認申請.....	P 9
第6 契約の締結.....	P 10
第7 広告掲出料の納付.....	P 10
第8 契約保証金.....	P 10
第9 問い合わせ先.....	P 11
◇ 契約書（案）.....	P 12～21
◇ 情報取扱注意項目.....	P 22～23
◇ 妨害又は不当要求に対する届出義務.....	P 24
◇ 仕様書.....	P 25～27
◇ 名古屋市広告掲載要綱.....	P 28～29
◇ 名古屋市広告掲載基準.....	P 30～31
◇ 名古屋市緑区広告掲載要綱.....	P 32～35
◇ 行政財産目的外使用許可条件.....	P 36
◇ 入札書.....	P 37
◇ 委任状.....	P 38
◇ 競争入札参加資格確認申請書.....	P 39
◇ 法人役員等に関する調書.....	P 40
◇ 事業計画書.....	P 41

# あらまし

緑区役所等における広告付き玄関マット（以下「マット」という。）設置事業は、緑区役所及び緑区役所徳重支所等共同ビル（以下「緑区役所等」という。）の指定された場所にマットを設置し、併せて民間企業等の広告を掲出していただくものです。

当事業では、入札後資格確認型一般競争入札方式により、広告料について最低価格以上で最も高い価格（月額）で入札され、かつ、競争入札参加資格を有すると認められた方を契約の相手方とします。

入札参加を希望される方は、この入札案内書をよくお読みになり、諸規制や現地の状況を必ず確認されたうえで、ご参加ください。

## 広告掲出までの流れ

<b>入札案内書 （この案内書）交付</b>	<b>令和5年11月24日（金）～令和5年12月17日（日）</b> <ウェブサイトのアドレス> <a href="http://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/37-4-0-0-0-0-0-0-0-0.html">http://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/37-4-0-0-0-0-0-0-0-0.html</a>
<b>入札の実施</b>	<b>令和5年12月18日（月）午後2時から 入札会場：緑区役所3階 第3会議室</b> 入札書（入札を委任する場合は委任状も）は市公式ウェブサイトから書式をダウンロードして入手し必要事項を記入・押印してご持参ください。 なお、入札書に使用する印鑑をご持参いただければ、入札会場内で入札書の記入・押印をすることができます。
<b>落札候補者の決定</b>	入札会場において、入札の終了後、ただちに入札者の面前で開札を行います。 開札の結果、入札者のうち最低価格以上で最も高い価格（月額）で入札をした方を落札候補者とし、会場内で次順位者と合わせて発表します。

競争入札参加資格確認 申請書の提出	<p><b>令和 5 年 12 月 18 日(月)から令和 5 年 12 月 20 日(水)まで。</b></p> <p>落札候補者の方は、市公式ウェブサイトから書式をダウンロードし、競争入札参加資格確認申請書及び添付書類を提出してください。</p> <p>指定する期限内に申請書等が提出されないときは、入札が無効となる場合があります。</p>
----------------------	--



審査結果の通知	<p>参加資格の審査後、競争入札参加資格確認通知書等を郵送します。</p>
---------	---------------------------------------



契約締結及び行政財産 目的外使用許可	<p>審査結果の通知を受けた日から 5 日以内に契約を締結していただきます。契約書及び目的外使用許可書は、落札者名義になります。</p>
-----------------------	--



契約保証金、広告料及び 目的外使用料の納付	<p>契約保証金を契約締結日に、広告料及び目的外使用料を名古屋市が定める期限までに、本市が発行する保証金納付書及び納入通知書により納付してください。</p> <p>なお、名古屋市契約規則第 31 条（契約保証金の納付免除）の規定により契約保証金を免除することがあります。</p>
--------------------------	---



広告原稿の審査・承認	<p>名古屋市が定める期限までに広告原稿を提出していただきます。</p> <p>その内容について名古屋市の審査・承認を受けた後、マットを設置していただきます。</p>
------------	---



玄関マットの設置	<p><b>令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで</b></p> <p>目的外使用許可の更新がなされた場合は、当初の条件を変更しないことを条件として、4 年を限度（最大令和 11 年 3 月 31 日まで）に、1 年を単位として掲出期間を延長（契約を更新）することができます。</p>
----------	---

※ 緑区役所の駐車場には限りがあるため、できるだけ公共交通機関でお越しください。

市 バス 「緑区役所」 停留所下車徒歩すぐ

名 鉄 「鳴海駅」 下車徒歩 20 分、「左京山駅」 下車徒歩 15 分

# 入札説明書

この入札に参加を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの入札説明書によるとともに、必ず現地を確認し、入札される公有財産の現状・現形を承知されたうえで、お申し込みください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

## 第1 設置場所等

### 1 マットを設置する施設の名称及び所在地

(1) 名称 緑区役所

所在地 名古屋市緑区青山二丁目15番地

(2) 名称 緑区役所徳重支所等共同ビル（以下、「ユメリア徳重」という。）

※ユメリア徳重は、緑区役所徳重支所、徳重地区会館、緑保健センター徳重分室、徳重図書館の公共施設と民間商業施設からなる複合施設です。

所在地 名古屋市緑区元徳重一丁目401番地

### 2 設置場所

(1) 緑区役所 1階 正面玄関の一部

(2) ユメリア徳重 3階 入口風除室内の一部

※設置場所詳細図（27頁）を参照してください。

※現地説明は行いません。掲出する広告が、来庁者の通行や通常業務に支障を及ぼさないか等、事前に申込者ご自身で現地確認をしてください。

## 第2 参加者の資格

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- 2 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）でないこと。
- 4 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）でないこと。

- 5 入札公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がない者であること。
  - 6 中小企業等協同組合法（昭和26年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合員が入札に参加しようとする者（官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた組合であって、特別の理由があり適当と認める場合を除く。）でないこと。
  - 7 入札広告の日から落札決定までの間に、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）（5頁参照）及び名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財管第253号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
- \* なお、落札候補者の方（個人の場合は本人、法人の場合は法人の役員等全員）について、愛知県警察本部へ氏名、生年月日、性別、住所及び役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会します。また、契約締結後、排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部より排除要請があった場合は、原則として契約を解除します。
- 8 名古屋市広告掲載基準第2（30頁参照）に該当する規制業種又は事業者でないこと。

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）」

（平成 20 年 1 月 28 日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。

(3) 役員等 法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。

(4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

(5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。

(6) 排除措置 4 (1) の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

(1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等

(2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

(3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

(4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

(5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

(6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

(7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

## 第3 設置条件等

### 1 設置期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（広告の準備に要する期間を含む。）

- \* 公用又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合は、当初の条件を変更しないことを条件として、4年を限度（最大令和11年3月31日まで）に、1年を単位として設置期間を延長（契約を更新）することができます。ただし、目的外使用許可の更新がなされないときは、使用許可期間の満了の日をもってこの契約は効力を失うものとします。
- \* 設置期間の延長を希望される場合は、延長しようとする年度の前年度の11月末日までに名古屋市緑区役所企画経理室に申し出てください。

### 2 広告料及び目的外使用料（以下、「広告掲出料」という。）

設置期間中は、マット設置の有無にかかわらず、設置期間に応じた広告掲出料を納付してください。

- \* 広告掲出料のうち、広告料について  
入札により決定した金額になります
- \* 広告掲出料のうち、目的外使用料について  
設置事業者は、設置場所について広告料とは別に、広告掲出面の表示面積に応じて算出した、庁舎使用にかかる行政財産の目的外使用料（月額900円/m<sup>2</sup>）を納付してください。なお、目的外使用料は、入札の対象ではありません。
- \* 掲載する広告がなく、広告枠に空欄が生じたとしても、広告掲出料の返還・変更はしません。

### 3 広告の仕様

別添「緑区役所等における広告付き玄関マット設置事業 仕様書」（25頁参照）のとおりです。

### 4 事業計画書の提出

契約締結後、速やかに、仕様、管理体制及びスケジュールを記載した事業計画書（変更する場合を含む。）を提出してください（41頁参照）。

### 5 広告主及び広告内容

名古屋市広告掲載要綱、名古屋市広告掲載基準、名古屋市緑区広告掲載要綱を遵守してください。なお、ユメリア徳重設置分については、入札公告時点においてユメリア徳重入居テナントと同業他社の広告を掲出することはできません。ユメリア徳重入居テナントの業種は銀行、金融商品取引業、理容業・美容業、旅行業（令和5年11月現在）です。

広告主及び広告内容については、名古屋市（緑区広告審査会）の承認が必要となりますので、実際に広告を掲出しようとする日（広告内容を変更する場合を含む。）の3週間前までに掲出広告の原案を提出してください。

### 6 利用上の制限

設置期間中は、次の事項を遵守してください。

- (1) 入札条件を遵守し、広告掲出料を期限までに確実に納付すること。
- (2) マットを設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。



- (3) 目的外使用許可の許可条件を遵守すること。
- (4) マット設置の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、緑区役所及び緑区役所徳重支所の指示に従うこと。なお、マット設置の具体的な構成については、落札決定後、事前に緑区役所及び緑区役所徳重支所と協議を行う

## 7 維持管理

設置期間中は次の事項を遵守してください。

- (1) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。
- (2) マットを設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (3) マットの破損、問合せ並びに苦情については、破損時等の連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

## 8 原状回復

設置事業者は契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。この場合、原状回復に要した費用を名古屋市に請求することはできません。

## 9 必要経費

マットの作成、設置、維持管理及び撤去に要する費用並びに設置場所の原状回復に要する費用は、すべて設置事業者の負担とします。

# 第4 入札手続きの流れ

## 1 入札案内書の交付

交付期間は、令和5年11月24日(金)～令和5年12月17日(日)までです。

## 2 入札日時等

入札会場	緑区役所 3階 第3会議室
入札日時	令和5年12月18日(月) 午後2時
必要書類等	<p>(1) 入札書 (37頁参照)</p> <p>(2) 委任状 (38頁参照)</p> <p>入札書記載の入札者が、代表者と異なる場合(支店・営業所の長など)は、委任状が必要となります。</p> <p>(3) 印鑑 (代理人が入札する場合は代理人の印鑑)</p> <p>印鑑を押印した入札書を持参される場合は不要ですが、その場合は記入誤りにご注意ください。</p>
注意事項	<p>(1) 入札参加者又は、入札時限を過ぎると、入札はできません。</p> <p>(2) 入札参加者以外の方は、入札会場へ入場できません。</p> <p>(3) 地方自治法等関係法令を遵守するほか、「名古屋市競争入札参加者手引」の定め</p>

	に従って入札に参加してください。 (4)当日は駐車場に限りがあるため、できるだけ公共交通機関でお越しください。 (5)談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。
--	--

### 3 入札金額

入札金額は、広告料の月額（契約希望金額の110分の100に相当する金額）を表示してください。最低価格以上で最も高い価格で入札された方が落札候補者となります。最低価格は、非公表です。

入札金額には、目的外使用料（月額900円/㎡）を含めないでください。

### 4 入札（持参式）

- (1) 入札は、所定の入札書（37頁参照）を使用し、必要事項を記入するとともに、記名・押印した上でご持参ください。
- (2) 入札書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシル及び温度変化で筆跡の消える筆記具は使用できません。
- (3) 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはそのか所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- (4) 入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に¥マークを記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。
- (5) 入札者は、入札箱に投入した入札書の書き換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (6) 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
  - ア. 入札参加資格のない者のした入札
  - イ. 金額を改ざんし、又は訂正した入札
  - ウ. 記入事項を判読できない入札
  - エ. 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
  - オ. 一定の金額をもって価格を表示しない入札
  - カ. 記名押印のない入札
  - キ. 同一物件につき同一の名をもってした 2 通以上の入札（代理人によるものも含む。）
  - ク. 競争入札参加資格確認申請書又は追加提出資料（以下「申請書等」という。）に虚偽の記載をした者のした入札
  - ケ. 申請書等の提出を求められたにもかかわらず、提出期限内にこれを提出しない場合又は落札候補者が競争入札参加資格の確認のための指示を受けたにもかかわらず、その指示に応じない場合のその者のした入札
  - コ. 入札談合に関する情報があった場合に、誓約書の提出を求めたにもかかわらず、誓約書の提出をしない者のした入札
  - サ. 明らかに談合によると認められる入札
  - シ. 入札説明書に定める入札方法によらない入札
  - ス. 委任状を提出していない代理人のした入札
  - セ. その他入札の条件に違反した入札

(7) 入札回数は初度入札を含め3回までとします。

## 5 開札

- (1) 開札は、入札会場において入札の終了後、直ちに入札者の面前で行います。入札者が開札に立ち会わないときは、この入札事務に関係のない職員が立ち会います。
- (2) 開札の結果、入札者のうち最低価格以上で最も高い価格（月額）の入札をした方を落札候補者とし、入札会場内で次順位者とあわせて発表します。
- (3) 最も高い価格（月額）の入札者が複数あるときは、直ちにくじを引いていただき、落札候補者を決定します。ただし、入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行します。くじにより落札候補者を決定したときは、落札候補者の入札書にその旨を記入し、くじを引いた方全員にその旨を確認していただきます。

## 第5 競争入札参加資格確認申請

- 1 落札候補者の方は、資格審査を受けていただく必要があります。持参又は郵送により資格審査に必要な書類を提出してください。
- 2 落札候補者の方に参加資格がなかった場合は、次順位の方が落札候補者となり、資格審査を受けていただく必要があります。その場合、本市よりその旨の連絡がありますので、持参又は郵送により資格審査に必要な書類を提出してください。

受付期間	令和5年12月18日(月)から令和5年12月20日(水)まで 午前8時45分から午後5時15分まで
提出先	名古屋市緑区役所 3階 企画経理室 (電話 052-625-3898) 郵送する場合は、封筒(表)に「競争入札参加資格確認申請書在中」と朱書きのうえ、送付してください。 〒458-8585 名古屋市緑区青山二丁目15番地 緑区役所企画経理室 あて
必要書類等	(1) 競争入札参加資格確認申請書1通 (39頁参照) (2) <個人の場合>住民票の写し1通 <法人の場合>法人登記簿謄本 (履歴事項証明書または現在事項証明書) 1通 どちらも発行後1か月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの (3) <法人のみ>法人役員等に関する調書1通 (40頁参照) (4) 本市に広告を掲載した実績がある場合は、本市発行の行政財産使用許可書又は本市との広告掲出事業契約書のコピーを提出してください。 (5) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名(担当者あて可)を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼った長形3号(12cm×23.5cm)封筒

- (1) 競争入札参加資格の確認のため必要と認める場合は、競争入札参加資格確認申請書の補正や追加資料の提出をさせる等の指示をすることがあります。

- (2) 受付期間終了後は、(1)に基づく指示による場合を除き、提出された競争入札参加資格確認申請書の差替え又は再提出は認めません。
- 3 申請書等の提出を受けた後、速やかに、競争入札参加資格の確認を行い、落札候補者について資格があると認められた場合は、その者を落札者として決定し、落札決定の通知をします。
  - 4 入札結果については、入札者の入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額等を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。
  - 5 落札候補者に参加資格がないと認められた場合は、その者に対し、その旨を通知します。
  - 6 5の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して2日以内（休日を含まない。）に、入札参加無資格理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができます。
  - 7 6の書面の提出先は、本書の「第9 問合せ先」に示す場所です。
  - 8 提出された申請書等は返却しません。
  - 9 申請書等の作成及び提出に係る費用は、落札者の負担とします。

## 第6 契約の締結

---

- 1 落札決定後、競争入札参加資格確認通知書、契約書等の契約関係書類を郵送します。
- 2 落札者は、1の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければなりません。
- 3 契約は、落札者名義で行います。
- 4 緑区役所等における広告付きマット設置事業契約書（案）（以下、「契約書（案）」といいます。）は、12頁を参照してください。

## 第7 広告掲出料の納付

---

広告掲出料は、本市が指定する期限までに名古屋市発行の納入通知書により納付してください。詳細は、契約書（案）を参照してください。

## 第8 契約保証金

---

- 1 契約の締結と同時に、契約保証金を名古屋市発行の納付書により納付していただきます。
- 2 契約保証金は、広告料の6か月分とします。
- 3 契約保証金は、契約期間満了後に原状回復を確認の上、還付します。ただし、名古屋市に対する未払いの債務がある場合は、還付する契約保証金額と相殺する場合があります。
- 4 契約保証金には、利子を付けません。
- 5 契約保証金は、現金又は銀行振出の小切手に限ります。小切手は、納付の日前10日以内に、一般社団法人全国銀行協会が設置、運営している手形交換所である電子交換所の参加金融機関が振り出した小切手でなければなりません。これに該当するかどうかは、小切手の振出しを受ける店で確認してください。
- 6 名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条（契約保証金の納付免除）の規定により、

契約保証金を免除する場合があります。

## 第9 問い合わせ先

---

本件入札案内書の内容に質問がある場合は、下記の方法により提出してください。

- 1 令和5年12月4日(月)午後5時までに提出してください。
- 2 下記のあて先へファックス又は電子メールで質問書を送付してください。(様式は自由です)  
名古屋市緑区役所企画経理室  
電話番号：052-625-3898  
ファックス番号：052-623-8191  
電子メールアドレス：a6253898@midori.city.nagoya.lg.jp
- 3 すべての質問に対する回答をまとめた回答書を令和5年12月11日(月)までに名古屋市公式ウェブサイト上に公開します。

## 緑区役所等における広告付きマット設置事業契約書（案）

名古屋市（以下「甲」という。）と事業者\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、緑区役所及びユメリア徳重（緑区役所徳重支所等共同ビル）（以下、「緑区役所等」という。）における広告付きマット設置事業（以下「事業」という。）に関し、次のとおり契約を締結する。

### （目的）

第1条 本契約は、乙が緑区役所等に広告付きマット（以下「マット」という。）を設置することに関し、その取り扱いを定めることを目的とする。

2 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

### （設置場所及び仕様）

第2条 マットの設置場所及び仕様については、別紙「緑区役所等における広告付き玄関マット設置事業 仕様書」に基づき、次条の規定により甲及び乙で協議して決定した事業計画書のとおりとする。

2 乙は、この契約書の他、名古屋市広告掲載要綱、名古屋市広告掲載基準、名古屋市緑区広告掲載要綱（以下「名古屋市広告掲載要綱等」という。）及び入札説明書に定めるところに従い、マットの設置を行わなければならない。

### （事業計画の策定及び協議）

第3条 乙は、マットの設置場所・位置及びスケジュール等、事業実施に関する事項についてあらかじめ甲と協議し、当該事項を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の事業計画を大幅に変更する場合は、事前に必ず甲と協議しその承認を得るものとする。

### （使用の許可、期間、使用料）

第4条 乙は、マットの設置に際して、この契約とは別に、名古屋市長から名古屋市公有財産規則（平成16年3月31日規則第49号）に基づく行政財産の使用許可（以下「使用許可」という。）を、その設置期間について受け、使用許可にあたり付された許可条件を遵守することとする。

2 前項に定める使用許可に係る期間は、当初は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとし、その後は令和11年3月31日までの間、乙は年度ごとに使用許可の更新を受けるものとする。この場合、使用許可を更新しようとする年度の前年度の11月末日までに使用許可

の更新を申請しなければならない。

- 3 乙は、第1項に定める使用許可を受けるにあたり、甲の定める期限までに甲の発行する納入通知書により、所定の行政財産目的外使用料（以下「使用料」という。）を甲に納付するものとする。
- 4 第2項に定める使用許可の更新について、公用又は公共用の必要が生じた等、乙の責めに帰さない理由により、甲が更新の許可をしなかった場合は、更新前の使用許可期間の末日をもってこの契約は解除されたものとみなす。この場合において、乙は、前項に定める使用料及び第6条第1項に定める広告料について、更新されなかった期間に係る金額を支払う必要はない。また、使用許可が更新されなかったことによる損害等が乙に発生したとしても、甲がその損害を賠償する責めを負わない。

#### （契約期間及び掲出期間）

第5条 契約期間は、契約締結日から令和7年3月31日までとする。

- 2 掲出期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、広告の掲出準備に要する期間を含むものとする。
- 3 乙は、令和7年4月1日から4年を限度（最大令和11年3月31日まで）に、1年を単位として契約の更新を申請できる。
- 4 前項の申請は、契約を更新しようとする年度の前年度の11月末日までに甲に文書により行うものとする。

#### （広告料）

第6条 乙は、第4条第3項に定める使用料とは別に、マットの設置場所が有する広告価値を利用する対価として、月額金 円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金 円）の広告料を甲に支払うものとする。ただし、契約期間中に消費税及び地方消費税に係る税率が変更された場合、変更前の広告料（消費税及び地方消費税抜き）に変更後の税率により算出された消費税及び地方消費税額を加えた額に変更されたものとみなす。

- 2 乙は、前項に定める広告料を、甲の発行する納入通知書により、次の表に定める期限までに納付するものとする。なお、支払期限が金融機関の休業日にあたる場合は、金融機関の翌営業日を支払期限とする。

年 度	期 間	納付期限
令和6年度	令和6年4月～令和7年3月分	令和6年4月末日
令和7年度	令和7年4月～令和8年3月分	令和7年4月末日
令和8年度	令和8年4月～令和9年3月分	令和8年4月末日
令和9年度	令和9年4月～令和10年3月分	令和9年4月末日
令和10年度	令和10年4月～令和11年3月分	令和10年4月末日

- 3 乙が前項に定める納付期限までに広告料を納付しないときは、乙は納付期限の翌日から納付した日までの期間について名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）（以

下「契約規則」という。)第33条第1項に定める割合により算定した延滞金を甲に納付しなければならない。

- 4 乙が、広告料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が広告料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。
- 5 乙がマットの設置を行わない場合であっても、当該期間中の広告料は返還しない。

#### (契約保証金)

- 第7条 乙は、甲に対して契約保証金として金\_\_\_\_\_円(広告料の月額6か月分)を、甲が発行する保証金納付書により、この契約締結日に納付しなければならない。ただし、甲は契約規則第31条の規定により、契約保証金を納付させないことができる。
- 2 前項の契約保証金は、第20条第2項に定める損害賠償の予定額の全部又は一部としない。
  - 3 第1項に定める契約保証金については、利息を付さない。
  - 4 乙に未払いの広告料、損害賠償その他この契約に附帯して発生する債務の支払遅延が生じたときは、甲は契約保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。この場合、甲は弁済充当日、弁済充当額及びその費目を乙に書面で通知するものとし、乙は通知を受けた日から30日以内に契約保証金の不足額を甲に納付しなければならない。
  - 5 前項の定めにかかわらず、乙は、契約保証金をもってこの契約から発生する乙の甲に対する債務の弁済に充当することを甲に請求できない。
  - 6 甲は、この契約の終了に伴う乙の原状回復完了時において、未払いの広告料、損害賠償その他この契約に附帯して発生した乙の甲に対する債務の未払いがあるときは、原状回復完了時において納付されている契約保証金から乙の甲に対する一切の債務を控除した残額を乙に還付する。
  - 7 乙は、甲に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡してはならず、また、質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権を担保に供してはならない。

#### (権利譲渡等の禁止)

- 第8条 乙は、事前に甲の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡若しくは承継し、又はその権利を担保に供することができない。

#### (契約の履行の一時中止)

- 第9条 履行場所等の確保ができない等の事象又は暴風、豪雨、高潮、地震、火災その他の自然的若しくは人為的な事象であって、乙の責めに帰すことができないものにより、乙が契約を履行できないと認められるときは、甲は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに乙に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

ただし、甲と乙が協議し、事業計画を変更することにより、マットの設置場所を変更することができる。



2 甲は、前項の規定により1月を超える期間において契約の履行の全部または一部を一時中止した場合は、名古屋市緑区広告掲載要綱の規定により、納付済みの広告料の一部を返還するものとする。ただし、返還する広告料には利息は付さないものとする。

(マットの作成)

第10条 乙は、出稿する広告主の選定及び内容について、名古屋市広告掲載要綱等を遵守するとともに、事前に甲の審査を受け、その承認を得たものでなければ出稿できない。

2 乙は、前項に定める審査を受けるため、出稿する広告のデータ等必要な資料を、広告を掲出しようとする3週間前までに、甲に提出するものとする。

3 甲及び乙は、マットの設置について、区役所等の公共性、美観及び来庁者への影響に配慮しなければならない。

4 乙は、第1項に規定する審査において、甲からデザインその他の広告の内容（次項の設置区のPR等を含む。以下同じ）について修正の指示を受けた時は、これに従わなければならない。

5 乙は甲と協議し、マットの一部に設置区のPR等の内容を掲載するよう努めるものとする。

6 本条に定めるマットの作成（広告主の募集・選定を含む）にかかる費用は、乙が負担する。

(デザインの修正・変更)

第11条 甲は、デザインその他の広告の内容が、名古屋市広告掲載要綱等の規定に反するに至ったと判断したときは、いつでも、乙に対してデザインその他の広告の内容の修正等を求めることができ、乙はこれに従わなくてはならない。

2 前項の修正に係る費用は、乙が負担する。

3 乙は、自己の都合によりデザインその他の広告の内容を変更するときは、事前に前条に定める審査を受け、その承認を得るものとする。

(デザインその他の広告の内容についての責任)

第12条 デザインその他の広告の内容に関する一切の責任は乙が負うものとし、甲は一切の責任及び負担を負わないものとする。

2 デザインその他の広告の内容が第三者の権利を侵害するものでないこと、及びデザインその他の広告の内容に関する財産権のすべてにつき、合理的な権利処理が完了していることについて乙が保証するものとする。

3 甲に対して第三者から広告活動に関連して被害を被ったという請求がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする。

(マットの設置にあたっての留意事項)

第13条 乙は、甲の指示に基づき、緑区役所等の業務及び視覚障がい者誘導用ブロックの支障とならないよう配慮してマットを設置しなければならない。設置に要する費用は乙の負担とする。

2 乙は、マットの維持管理を適切に行い、常時適正な状態を保つようにしなければならない。

3 乙は、マットの破損、汚損若しくは紛失（以下、「破損等」という）により、緑区役所等利用者等に危険を生じさせないよう配慮しなければならない。

4 甲は、乙に対して、前3項に定める留意事項に関する助言、指導を行うことができ、乙はこれに従わなくてはならない。なお、当該助言及び指導に従うことによって生じる経費は、乙の負担とする。

5 マットの設置及びデザインその他の広告の内容によって、甲又は第三者に損害を与えた場合は、天災等、乙の責に帰さない場合も含め、乙の責任と負担において、必要となる補償等の措置を行うものとする。

6 乙は、マットが破損等した場合は、乙の責任と負担において、速やかに復旧等の最適な措置を行うものとする。

7 甲は、前項の破損等を発見した場合、速やかに乙に通報しなければならない。

8 区役所等における庁舎のレイアウト変更等、甲の事情によりマットの設置場所が変更又は撤去せざるを得ない場合においても、その費用は乙の負担とする。ただし、撤去の場合、納付済みの広告料及び使用料については日割計算によって返還する。

(マット設置の一時休止等)

第14条 甲は、次の各号に該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、乙にマットの一時撤去を指示することができ、乙はこの指示に従わなくてはならない。

(1) 乙が、第4条第1項に定める使用許可の許可条件、この契約書に定める事項並びにその他法令等に違反したとき。

(2) 広告主又はデザインその他の広告の内容が名古屋市広告掲載要綱等に違反したとき。

(3) 第11条第1項の規定による広告内容等の修正を乙が行わないとき又は前条第5項に定める甲の助言及び指導に乙が従わないとき。

(4) マット設置を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると甲が判断したとき。

2 前項に定める一時撤去の理由となった問題が解消されたと甲が認めるときは、乙はマット設置を再開することができる。

3 第1項に定める一時撤去及び前項の再開に係る費用は乙が負担する。

4 第1項に定める指示があつたにもかかわらず、一時撤去に必要な相当期間内に乙がこれを行わないときは、甲は、乙の承諾を得ることなく、マットを自ら一時撤去でき、これ

に要した費用は乙が負担するものとする。この場合において、甲は一時撤去によって生じた乙の損害の賠償を行わない。

- 5 本条に基づき一時撤去が行われた場合、当該期間中の広告料は違約金とみなし、乙に返還しない。
- 6 前項の違約金は、第20条第2項に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部としない。

#### (甲の解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により乙に通告し、この契約を解除できる。

- (1) 第4条に定める使用許可を乙が得られないとき、又は取り消されたとき（第4条第4項に該当する場合を除く。）。
- (2) 法令違反又は正当な理由なくこの契約に違反したとき。
- (3) この契約の内容の履行に関し、乙又はその代理人若しくは使用人等の関係者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。
- (4) 乙又はその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があったとき。
- (5) 乙による破産手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、又は乙に対する租税滞納処分がある等、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。
- (6) 第18条の規定によらないで、乙がこの契約の解除を申し出たときで、甲が契約の解除が相当であると認めるとき。
- (7) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。）を利用する等していると認められるとき。

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ 役員等又は使用人が、アからオのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用する等しているとき。

(8) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

イ 乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。

ウ ア及びイに規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

2 甲は、前項各号に定める場合のほか、行政目的等により、やむを得ずこの契約を解除する必要があるときは、乙との協議によりこの契約を解除することができる。

3 本条の規定によりこの契約が解除された場合（乙に帰すべき理由なく前項の規定により解除された場合を除く。）において、甲は納付済広告料を違約金として乙に返還しないほか、契約規則第45条第2項又は第3項の規定に基づく次条の手続により違約金を徴収するものとする。

4 前項の違約金は、第20条第2項に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部としない。

（契約解除に係る違約金）

第16条 前条に規定する契約の解除がおこなわれた場合（乙に帰すべき理由なく第15条第2項の規定により解除された場合を除く。）においては、乙は、月額契約金額の100分の120に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

（談合その他の不正行為に係る賠償額の予定）

第17条 乙がこの契約に関して第15条第1項第8号ア及びウのいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、月額契約金額に100分の240を乗じて得た額の賠償金に、契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払

わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 第15条第1項第8号ア及びウのうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合等甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、そのことを甲が認めるとき。
  - (2) 第15条第1項第8号イのうち、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。
- 2 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
  - 3 第1項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲は、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
  - 4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

#### （乙の解除権）

第18条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面により甲に通告し、この契約を解除できる。

- (1) 第9条の規定による履行の一時中止の期間が、マット設置期間の6ヶ月を超えたとき。
- (2) 甲が正当な理由なくこの契約に違反し、その違反によりこの契約の履行が不可能となったとき。
- (3) この契約の履行に関し、甲に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

#### （原状回復義務）

第19条 契約期間が満了した場合又はこの契約が解除された場合は、乙は自己の費用をもってマットを撤去し、原状に回復してマット設置箇所を甲に返還しなければならない。ただし、甲と乙との協議により、撤去する必要がないとされた部分についてはこの限りではない。

- 2 乙は、前項に規定する原状回復後は、直ちに甲の検査を受け、甲の承認を得なければならない。
- 3 第1項の規定により乙がマットの設置箇所を返還する必要があるにもかかわらず、乙が当該箇所を返還しない場合は、この契約終了の翌日から当該箇所の明渡し完了までの間、

乙は甲に対して当該期間に係る使用料及び広告料相当額の使用損害金を支払うほか、甲に損害がある場合は、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

#### (損害賠償)

第20条 乙は、第10条第4項、第11条第1項、第13条第4項、第14条第1項、第15条第1項及び前条第1項により損害が生ずることがあっても、その損害に関し甲に賠償を請求することはできない。

2 乙は、この契約を履行するにあたり、甲に損害を与えたときは、乙の負担において損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合においては、その限りではない。

3 乙は、この契約を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担において損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合においては、その限りではない。

4 第2項に規定する損害賠償の額は甲及び乙が協議して定める。

5 乙は、第三者との間に紛争が生じた場合においては、責任を持って処理解決にあたる。

#### (著作権等の管理)

第21条 乙はマット設置に際して、著作権等（著作権、デザイン権、商標権又はノウハウその他一切の権利を含み、甲の所有であると否とは問わない）を使用するときは、使用に関する一切の責任を負わなければならない。

2 甲が、マット及びデザインその他の広告の内容が掲載されている写真や画像データ等を、事業の紹介等の行政目的のために甲が作成若しくは関与する印刷物又はホームページ等に掲載する場合、乙はその掲載を認めるとともに、広告主からの許諾も得るよう努めなければならない。ただし、広告主又は第三者の権利を侵害し、又はそのおそれがある場合においてはこの限りではない。

#### (秘密の保持)

第22条 乙は業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (契約の費用)

第23条 この契約の締結に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

#### (特記事項)

第24条 乙は事業を実施するにあたり、別添「情報取扱項目」及び別添「妨害又は不当要求に対する届出義務」を遵守しなければならない。

(疑義の解釈等)

第25条 この契約の定めに疑義が生じたとき、又この契約書に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(財務調査等)

第26条 甲は、この契約継続期間中いつでも、乙に対し、財務諸表の提出を求めることができる。

2 乙の責に帰すべき理由により、支払期限までに使用料及び広告料が支払われない場合は、甲は乙に対し、乙に関する資産状況の調査を求めることができる。

3 第1項又は第2項に定める甲の求めがあった場合、乙は誠意をもって対応しなければならない。

4 甲は、第1項又は第2項により知りえた情報を、正当な理由なく第三者に知らせてはならない。

5 乙は、第2項の場合において、甲がこの契約と同種の契約を乙との間で締結している国又は地方公共団体と乙の債務の支払情報を交互に取得し、かつ、提供することについて、予め同意する。

上記契約の締結を証するため本書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
名古屋市  
代表者 名古屋市長 河村 たかし

印

乙 住所  
名称  
代表者

## 情報取扱注意項目

### (基本事項)

- 第 1 この契約による事務の処理（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

### (関係法令等の遵守)

- 第 2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成 16 年名古屋市条例第 41 号。以下「あんしん条例」という。）、名古屋市個人情報保護条例（平成 17 年名古屋市条例第 26 号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令を遵守しなければならない。

### (適正管理)

- 第 3 乙は、本件業務に関して知り得た名古屋市（以下「甲」という。）から取得した情報及び委託の趣旨に基づき市民等から取得した情報（これらを加工したものを含み、委託の趣旨に基づき甲に提供される予定のものに限る。以下「取得情報」という。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の取得情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (機密情報の取扱いに関する特則)

- 第 4 乙は、本件業務を処理するために、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成 16 年名古屋市規則第 50 号。以下「あんしん条例施行細則」という。）第 28 条第 1 項第 1 号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

### (第三者への提供及び目的外使用の禁止)

- 第 5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、取得情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。
- 2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

### (再委託の禁止又は制限等)

- 第 6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。
- 2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、取得情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。
- 3 乙は、機密情報の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りではない。



(複写及び複製の禁止)

第 7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、取得情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却・廃棄)

第 8 乙は、甲の承認を得た場合を除き、取得情報が記録された資料のうち甲から取得したものを契約の終了までに返却しなければならない。

2 乙は、保有する必要がなくなった取得情報を確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(情報の授受)

第 9 取得情報並びに取得情報が記録された資料及び成果物の授受は、すべて甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。

(報告等)

第 10 乙は、甲が取得情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が取得情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 乙は、取得情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第 11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第 12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(1) 契約を解除すること。

(2) 損害賠償を請求すること。

(3) 取得情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第 34 条の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

## 妨害又は不当要求に対する届出義務

1 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものとは認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

2 受注者が1に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

# 緑区役所等における 広告付き玄関マット設置事業 仕様書

名古屋市を「甲」とし、広告付き玄関マット（以下「マット」という。）設置事業者を「乙」とする。

## 1 事業概要

緑区役所及び緑区役所徳重支所等共同ビル（以下、「緑区役所等」という。）広告付き玄関マット設置事業は、甲が乙に対して広告掲出料（広告料及び目的外使用料）の納入を受けた上で、乙が広告付き玄関マットを設置するものである。

## 2 設置場所

- ・名古屋市緑区青山二丁目 15 番地  
緑区役所 1 階 正面玄関
- ・名古屋市緑区元徳重一丁目 401 番地  
緑区役所徳重支所等共同ビル（以下、「ユメリア徳重」という。）3 階 入口風除室内

## 3 設置内容

設置場所	設置数	設置内容
(ア) 緑区役所 正面玄関	2	(1) 本体の面積 幅 900mm×奥行き 1,500mm以内 (2) 本体の厚さ 約 6mm
(イ) ユメリア徳重 入口風除室内	2	(1) 本体の面積 幅 1,500mm×奥行き 1,800mm以内 (2) 本体の厚さ 約 6mm

※別添の設置場所詳細図を参照のこと

## 4 契約期間及び設置期間

- (1) 契約期間 契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- (2) 設置期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで  
ただし、当初の条件を変更しないことを前提として、令和 7 年 4 月 1 日から 4 年を限度（最大令和 11 年 3 月 31 日まで）に、1 年を単位として契約の更新を申請できる。

## 5 マットに表示する情報

乙は甲と協議し、マットの一部に緑区の PR 等の内容を掲載することができる。

## 6 広告主及び広告内容

- (1) 広告主（乙が広告主である場合を除く）及び広告内容について、別に定める「名古屋市緑区広告掲載要綱」による緑区広告審査会において適正と審査されたものに限り、設置することができるものとする。
- (2) 乙は広告の掲載、修正又は変更をする場合は、前号の審査を受けるため、甲の指定する日までに広告案を緑区企画経理室へ提出するものとする。
- (3) ユメリア徳重においては、入札公告時点においてユメリア徳重入居テナントと同業他社の広告を掲出することはできないものとする。ユメリア徳重入居テナントの業種は銀行、金融商品取引業、理容業・美容業、旅行業である（令和5年11月現在）。

## 7 マットの設置の条件

- (1) 設置するマットは、靴底のクリーニング、防塵、吸水、滑り止め及び防炎の機能を持ち、杖や歩行補助器、車いすによる通行にも支障がないものとする。
- (2) マットを設置する際には、甲の指示に基づき、区役所等の業務及び視覚障害者誘導用ブロックの支障とならないように配慮しなければならない。
- (3) マットの維持管理を適切に行い、常時適正な状態を保つようにしなければならないものとし、洗浄等により一時マットを撤去するときも代替のマットを設置するものとする。

## 8 乙の業務

広告主の募集（乙が広告主である場合を除く）、マットの作成、設置、交換、維持管理、撤去、設置場所の原状回復、マット及び広告の内容に関する問い合わせ並びに苦情の対応等一切の保守管理に関しては、すべて乙の責任と負担においてこれを処理するものとする。

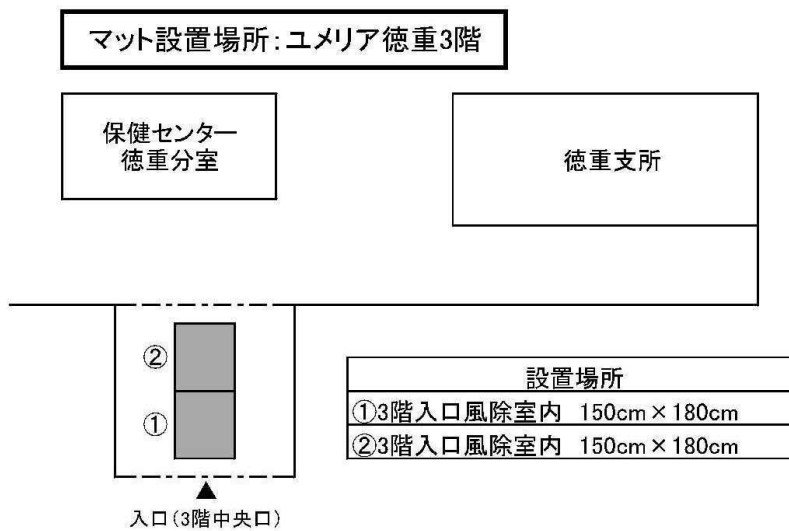
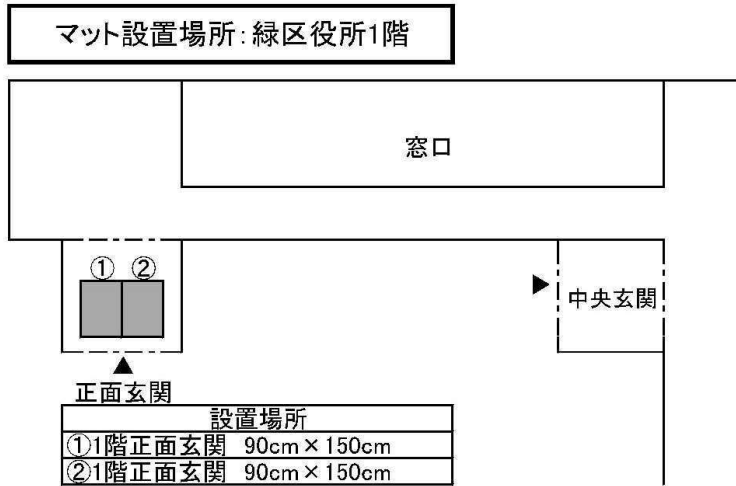
## 9 事業計画書の提出

乙は、契約締結後速やかに、仕様、管理体制及びスケジュール等を記載した事業計画書（変更する場合を含む）を作成し、甲に提出するものとする。

## 10 その他

- (1) 設置する広告がなく、広告枠に空きが生じる場合、乙は甲と協議して、設置に支障がないような措置を講ずること。なお、広告枠に空きが生じたとしても、納付済の広告料及び使用料は返還しないものとする。
- (2) その他の仕様については甲及び乙が協議のうえ決定する。
- (3) 本仕様に定めるもののほか、別添の「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」、「名古屋市緑区広告掲載要綱」、「行政財産目的外使用許可条件」及びその他関係法令を遵守すること。

【設置場所詳細図】



## 名古屋市広告掲載要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 印刷物、ウェブサイトなど、市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は表示する（以下「掲載する」という。）ことをいう。
- (3) 局長 名古屋市事務分掌条例（昭和22年条例第16号）第1条に規定する局及び室、会計室、消防局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、教育委員会事務局、市会事務局の長及び区長をいう。

### (広告全般に関する基本的な考え方)

第3条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

### (広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として不適当であると認められるもの

### (広告掲載に関する定め)

第5条 局長は、その所管に属する広告媒体に広告掲載を行う場合にあっては、あらかじめ次に掲げる事項を別に定めるものとする。ただし、企画提案型広告については、名古屋市企画提案型広告掲載要綱の定めるところによるものとする。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告の範囲
- (3) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間
- (4) 広告掲載料
- (5) 広告の募集方法及び選定方法
- (6) 審査機関
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

(広告掲載に関する審査)

第6条 局長は、広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、審査機関を設ける。

(その他)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成19年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年9月30日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

## 名古屋市広告掲載基準

(趣旨)

第1 この基準は、所管局が広告媒体への広告掲載の可否を判断する場合に必要な基準を作成するにあたり、参考基準として定めるものである。

(規制業種又は事業者)

第2 次の各号に定める業種又は事業を営む者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第2条に規定する風俗営業
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 占い、運勢判断に関するもの
- (8) 興信所・探偵事務所等
- (9) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (11) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (12) 暴力団関係事業者（暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものも含む。）
- (13) 各種法令に違反しているもの
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(掲載基準)

第3 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
  - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
  - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品 又はサービスを提供するもの
  - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
  - エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
  - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
  - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
  - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与える



おそれがあるもの

ク 社会的に不適切なもの

ケ 国内世論が大きく分かれているもの

(2)消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 誇大な表現（誇大広告）（掲載に際しては根拠となる資料を要する。）

根拠のない表示や誤解を招くような表現

例：「世界一」「一番安い」等

イ 射幸心を著しくあおる表現、特にギャンブルについて過度に購入をあおる表現

ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められていない業種・商法・商品

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ 責任の所在が明確でないもの

ク 広告の内容が明確でないもの

ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3)青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着等及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする

イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ ギャンブルについて過度に購入をあおる表現

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(4)前各号に定めるもののほか、掲載する広告として不相当であると認められるもの

(個別の基準)

第4 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成するものとする。

(ウェブサイトに関する基準)

第5 ウェブサイトへの広告に関しては、ウェブサイトに掲載する広告だけでなく、当該広告が直接リンクしているウェブサイトの内容についてもこの基準を適用する。

## 名古屋市緑区広告掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、名古屋市緑区役所（以下「緑区」という。）が所管する資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、名古屋市広告掲載要綱（平成19年6月1日19財財第18号）に定めるほか、必要な事項を定めるものである。

### (広告媒体の種類)

第2条 この要綱において、広告媒体とは次の各号に掲げるものをいう。ただし、新たに広告を掲載する媒体である場合は、あらかじめ広告掲載が可能か第15条に規定する緑区広告審査会（以下「広告審査会」という。）の承認を受けたものに限る。

- (1) 緑区公有財産
- (2) 緑区が作成する印刷物
- (3) その他緑区が別に定めるもの

### (広告の掲載基準)

第3条 名古屋市広告掲載要綱に基づいて定められた名古屋市広告掲載基準に定めるもののほか、広告媒体の公共性、中立性又はその品位を損なう等、掲載するのがふさわしくないものは、広告媒体への掲載を行うことができない。

### (広告の募集)

第4条 広告の募集は、広告媒体を所管する課（以下「所管課」という。）の長（新たに広告を掲載する広告媒体である場合又は新規の手法により広告を募集する場合は、所管する部長級の者）が、次に掲げる事項を記載した募集要領を定めて行うものとする。

- (1) 広告掲載を行う広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間等
- (3) 広告掲載料（次項に該当する場合を除く）
- (4) 広告の募集対象
- (5) 広告の申込み手続
- (6) 広告の選定方法
- (7) 広告掲載手続
- (8) その他広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

2 所管課の長は、広告掲載の通知を受けた者（以下「広告主」という。）の負担により広告を掲載した広告媒体の納入をもって広告掲載料の徴収に代え、広告を募集することができる。ただし、あらかじめ広告審査会の承認を受けなければならない。

3 広告の募集は、原則として公募によるものとし、名古屋市公式ウェブサイト等により行う。

(広告の掲載の申込み)

第5条 広告掲載を希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)は、前条の募集要領に定める手続きにより、申込みを行う。

2 広告掲載希望者には、広告の取次ぎを営業とするものを含む。

(広告掲載の決定等)

第6条 所管課の長は、あらかじめ広告審査会の承認を受け、広告掲載の可否を決定する。

2 前項の決定を行うに当たり、所管課の長は広告掲載希望者に対し追加の資料の提出を求めることができる。

3 所管課の長は、広告掲載希望者に対し第1項の決定内容を書面により通知するものとする。

(広告原稿の作成等)

第7条 広告の原稿は、広告主の責任及び負担において作成し、指定された期日までに所管課の長へ提出しなければならない。

2 広告主が他の者(以下「広告依頼者」という。)にかかる広告を掲載しようとする場合は、所管課の長を通じ広告審査会の承認を受けなければならない。

(広告掲載料の納付等)

第8条 広告主は、広告掲載の決定後、広告掲載料を所管課の長が指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、別に定めるところにより、分割して定期前納することができるものとする。

2 所管課の長は、前条における広告掲載料の納付確認後、広告掲載手続きを行うものとする。

(広告内容の変更)

第9条 広告の内容、デザイン等(以下「広告の内容等」という。)が、第3条に該当していると認められる場合には、所管課の長は速やかに期日を定め、広告主に対しその広告の内容等の改善を求めるものとする。

2 前項の規定により改善を求められた広告主は、指定された期日までに広告の内容等を改善した広告の原稿を、所管課の長へ提出しなければならない。

(広告掲載の取止め)

第10条 所管課の長は、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、広告主に事前に通知した上で、当該広告の掲載を取止めるとともに、広告掲載の決定の取り消し又は変更を行うものとする。

(1) 指定した期日までに広告掲載料の納付が行われない場合

(2) 指定した期日までに広告の原稿の提出が行われない場合

(3) 前条の規定によっても、広告の内容等の改善が行われない場合

(4) その他広告掲載が不相当であると判断したとき

2 前項の規定により広告の掲載を取止めた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還は行わない。

3 所管課の長は、広告掲載の取止めの可否の決定に際し、必要に応じて広告審査会の開催を申し出ることができる。

#### (広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取下げることができる。ただし、現物納付後又は印刷物の印刷終了後においては、取下げはできないものとする。

1 前項の規定により、広告掲載の取下げを希望する広告主は、書面にて速やかに所管課の長に申し出るものとする。

2 第1項の規定により広告主が広告掲載を取下げた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還は行わない。

#### (広告掲載料の返還)

第12条 広告掲載期間を設定した場合、広告主の責に帰さない理由により1月を超える期間連続して広告の掲載ができなくなった場合は、納付済みの広告掲載料の一部を返還する。ただし、返還する広告掲載料には利子を付さないものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告の掲載を停止した日から起算して1月を超えた日の属する月から、広告の掲載を再開した日の前日の属する月までの月額 of 広告掲載料の合計額とする。

3 前項の場合の広告の掲載の再開とは、広告の掲載が再開した状態が24時間連続した場合をいうものとする。

#### (広告主の責務)

第13条 広告主は、広告の作成、デザイン、内容その他当該広告に関する一切の責任を負う。

2 広告主は、第三者から広告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、すべて自己の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等にかかる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。

4 広告主は、広告掲載の権利を譲渡してはならない。

5 広告主は、自己の責に帰す理由により、広告内容の変更、広告の取止め及び取下げ等を行う必要がある場合は、その際生じるすべての経費を負担するものとする。

#### (協議)

第14条 この要綱に定めのない事項又は、この要綱に定める各事項について疑義が生じた場合は、所管課の長と広告主の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

#### (緑区広告審査会の設置)

第15条 広告掲載希望者、広告主、掲載する広告及び広告依頼者が適正であるか、又は広告の掲載手

続きが適正に執行されているか等を審査するほか、名古屋市企画提案型広告掲載要綱に定める企画提案型広告に対する意見書の審査をするため、広告審査会を設置する。

- 2 広告審査会の委員長及び委員は別表に掲げる職にあるものをもって充てる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 広告審査会は、審査結果に基づき、所管課の長へ必要な指示をすることができる。
- 5 広告審査会は、所管課の長からの申し出がある場合又は委員長が特に必要と認めるときに開催する。
- 6 広告審査会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 7 広告審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 8 委員長は、必要と認めるときは、広告審査会に委員以外のものの出席を求め、説明を聞くことができる。
- 9 広告審査会の庶務は、緑区区政部企画経理室が処理する。

(その他)

第16条 その他広告掲載につき必要な事項は緑区長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表

委員長	区長
委員	区政部長 保健福祉センター所長 保健福祉センター福祉部長 徳重支所長 総務課長 企画経理室長 総務課庶務係長 委員長の指名するもの

## 行政財産目的外使用許可条件

- 1 本許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、納付金額（使用料）円を、別途発行する納入通知書により、指定期日までに納付しなければならない。
- 2 使用期間中に、経済情勢の変動、関係法令の改廃その他の事情により、使用料を改定することがある。
- 3 正当な理由がないのに使用料の納付を遅延したときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6%（督促をする前の期間又は督促状に指定した期間以前の期間については年 7.3%）の割合を乗じて計算した金額を支払うものとする。  
（注）平成 26 年 1 月 1 日以後の期間については、特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1%の割合を加算した割合）が年 7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては年 14.6%の割合にあつては当該年における特例基準割合に年 7.3%の割合を加算した割合で、年 7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年 1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3%の割合を超える場合には年 7.3%の割合）でそれぞれ計算する。
- 4 使用者は、常に善良な管理者の注意をもって使用物件を維持管理しなければならない。
- 5 使用者は、使用物件を表面に記載する使用目的及び用途のため以外に使用してはならない。ただし、事前に変更の申請を書面により提出し、市長の承認を得た場合にはこの限りではない。
- 6 使用者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。
- 7 次の各号に該当するときは、本許可を取消し、又は変更することができる。この場合において、使用者に損失が生じて市はその補償をしないものとする。
  - (1) 公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき
  - (2) 以下①～⑧のいずれかに該当したとき
    - ① 政治的又は宗教的用途に供した場合
    - ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業その他これに類する業の用途に供した場合（ただし、催事、興行、催し物又は大規模小売店等の新規開店等の際に、近隣の違法駐車対策等の観点から特に必要であると認められる臨時駐車場として使用する場合を除く。）
    - ③ 風営法第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用途に供した場合
    - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者を利する用途に供した場合
    - ⑤ 公序良俗に反するおそれがある場合
    - ⑥ 周辺環境を損なうおそれがある場合
    - ⑦ 本市の事務事業の遂行や当該行政財産の管理上支障の生じるおそれがある場合
    - ⑧ その他使用者が許可条件に違反したと認められるとき
- 8 既納の使用料は、還付しない。ただし、公用若しくは公共用に供するため使用許可を取り消したとき、又は市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 9 使用者は、使用許可を取り消されたとき、又は使用期間が満了したときは、自己の費用により市長が指定期日までに使用物件を原状に回復して返還しなければならない。
- 10 使用者は、その責めに帰すべき事由により使用物件に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。ただし、使用物件を原状に回復したときは、この限りでない。
- 11 使用者は、市が行う使用物件の現地調査に協力しなければならない。
- 12 使用者は、使用物件の使用に伴う電話、電気、ガス、水道等の諸設備の利用に必要な経費を負担しなければならない。
- 13 使用者は、使用物件について有益費又は必要費を支出することがあっても、これを市に請求することができない。
- 14 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。
  - (1) 住所又は氏名（法人にあつては所在地、名称又は代表者の氏名）を変更したとき
  - (2) 使用物件が滅失し、又は損傷したとき
- 15 使用期間中に、使用者に相続又は合併があつたときは、使用許可を受けた法的な地位は、その相続人又は合併後の団体には承継されない。
- 16 本許可の条項に疑義があるとき、その他使用物件の使用について疑義を生じたときは、すべて市長の決定による。

# 入 札 書

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋市長 河村 たかし

(入札者) 所 在 地

商号又は名称

役 職 名

氏 名

印

入札案内書の内容等を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

記

	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壺	
金額									円

ただし、広告料の月額（契約希望金額の110分の100に相当する金額）

件 名 緑区役所等における広告付き玄関マット設置事業

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、押印してください。鉛筆、シャープペンシル及び温度変化で筆跡の消える筆記具は使用できません。
- 3 入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に¥マークを記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。
- 4 投入した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることはできません。

# 委任状

私（甲）は都合により（乙）を代理人と定め、下記の権限を委任します。

## 記

令和5年12月18日入札の緑区役所等における広告付き玄関マット設置事業 に関する以下の権限

- 1 入札後資格確認型一般競争入札に関する権限
- 2 契約締結に関する権限
- 3 保証金に関する権限
- 4 代金の納付に関する権限
- 5 復代理人選任に関する権限
- 6 その他入札及び契約に関する一切の権限

期間：令和5年12月18日から令和6年3月31日まで

後日、本委任を解除する場合には、双方連署のうえ届出をしない限り、その効力のないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

甲（委任者）所在地

商号又は名称

代表者 役職・氏名

印

上記委任の件、承諾いたしました。

乙（受任者）所在地

商号又は名称

役職・氏名

印

（あて先）名古屋市長

委任状保管： 緑区役所企画経理室	取扱 責任者	
---------------------	-----------	--



# 競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋市長

(申請者) 所在地

商号又は名称

役 職

(フリガナ)

氏 名

印

令和 5 年 11 月 24 日付けで公告のありました 緑区役所等における広告付き玄関マット設置事業に係る競争入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと、この 緑区役所等における広告付き玄関マット設置事業 に係る入札公告に定める競争入札参加資格を満たしていること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

添付書類

- 1 <個人の場合> 住民票の写し 1 通  
<法人の場合> 履歴事項全部証明書 又は 現在事項全部証明書 1 通  
どちらも発行後1か月以内のもの。
- 2 <法人の場合> 法人役員等に関する調書
- 3 本市に広告を掲出した実績がある場合は、本市発行の行政財産使用許可書又は本市との広告掲出事業契約書のコピー
- 4 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名（担当者あて可）を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼った長形3号封筒（12cm×23.5cm）

連絡先	
担当者	電 話

(注)申請者の欄は、本市との契約に関する権限を有する方を記入・押印してください。

## 法人役員等に関する調書

商号又は名称				
所在地				
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
	( )	M・T・S・H ・		
	( )	M・T・S・H ・		
	( )	M・T・S・H ・		
	( )	M・T・S・H ・		
	( )	M・T・S・H ・		
	( )	M・T・S・H ・		
	( )	M・T・S・H ・		
	( )	M・T・S・H ・		
	( )	M・T・S・H ・		
	( )	M・T・S・H ・		
	( )	M・T・S・H ・		
	( )	M・T・S・H ・		

※ 法人の役員について記載すること。

# 事業計画書

## 1 仕様

※ 仕様について記載してください。

## 2 管理体制・スケジュール

※ 管理業務内容、管理運営体制及び緊急時の連絡先を記載してください。  
広告内容の変更（付け替え）スケジュール等について、可能な範囲で記載してください。